

議案第84号

三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年11月30日

提出者 三鷹市長 河村 孝

三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市職員の給与に関する条例（昭和26年三鷹市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に、「100分の100」を「100分の95」に改め、同条第3項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」を「100分の125」とあるのは「100分の70」に、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」を「100分の105」とあるのは「100分の60」に、「100分の100」とあるのは「100分の62.5」を「100分の95」とあるのは「100分の60」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（期末手当の特例）

- 2 この条例による改正後の三鷹市職員の給与に関する条例第15条第2項及び第3項の規定の適用については、令和2年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の120」と、「100分の105」とあるのは「100分の100」と、「100分の95」とあるのは「100分の90」と、同条第3項中「100分の70」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の60」とあるのは「100分の57.5」とする。

（三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

- 3 三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成25年三鷹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に、「100分の100」を「100分の95」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

（三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正に伴う期末手当の特例）

- 4 前項の規定による改正後の三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条の規定の適用については、令和2年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、同条中「100分の172.5」とあるのは「100分の170」とする。

提案理由

期末手当の支給率を引き下げのため、本案を提出します。

令和 2 年度給与改定状況

1 期末手当の改定

区 分		現 行 支給月数 A	改 定 後 支給月数		改定月数 (C-A)
			令和 2 年度 B	令和 3 年度 以降 C	
期末手当	6 月期	1. 30 月 (0. 725 月)	1. 30 月 (0. 725 月)	1. 25 月 (0. 70 月)	△0. 05 月 (△0. 025 月)
	12 月期	1. 30 月 (0. 725 月)	1. 20 月 (0. 675 月)	1. 25 月 (0. 70 月)	△0. 05 月 (△0. 025 月)
	計	2. 60 月 (1. 45 月)	2. 50 月 (1. 40 月)	2. 50 月 (1. 40 月)	△0. 10 月 (△0. 05 月)
勤勉手当	6 月期	1. 025 月 (0. 50 月)	1. 025 月 (0. 50 月)	1. 025 月 (0. 50 月)	0. 00 月 (0. 00 月)
	12 月期	1. 025 月 (0. 50 月)	1. 025 月 (0. 50 月)	1. 025 月 (0. 50 月)	0. 00 月 (0. 00 月)
	計	2. 05 月 (1. 00 月)	2. 05 月 (1. 00 月)	2. 05 月 (1. 00 月)	0. 00 月 (0. 00 月)
合計		4. 65 月 (2. 45 月)	4. 55 月 (2. 40 月)	4. 55 月 (2. 40 月)	△0. 10 月 (△0. 05 月)

() は、再任用職員の支給月数

2 実施時期

令和 2 年 12 月支給の期末手当から実施